

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱の一部改正

所管課（室）名

地域づくり推進課

告 示

長崎県告示第299号の5

長崎県地域振興部関係補助金等交付要綱（平成23年長崎県告示第456号）の一部を次のように改正し、令和5年度の予算に係る補助金等から適用する。

令和5年4月3日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前						
別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係					別表（第2条関係） 地域づくり推進課関係						
補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者		
1～3 略					1～3 略						
4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日府海事第7号。以下「交付要綱」という。）第2章第4節に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>(1)～(3) 略</u> <u>(4) 分散型ホテル支援事業</u> <u>ア 事業費</u> <u>事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費</u> <u>イ 附帯事務費</u> <u>アの経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定</u>	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4)</u> <u>ア 100分の62.5以内</u> <u>イ 100分の62.5以内</u>	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4)</u> <u>ア 特定有人国境離島地域を有する市町</u> <u>イ 特定有人国境離島地域を有する市町</u>	4	長崎県国境離島地域雇用機会拡充事業等交付金	特定有人国境離島地域（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項に規定する特定有人国境離島地域をいう。以下同じ。）の地域社会の維持を図る。	特定有人国境離島地域社会維持推進交付金交付要綱（平成29年4月3日府海事第7号。以下「交付要綱」という。）第2章第4節に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費 <u>(1)～(3) 略</u> <u>(4)</u> <u>ア 事業費</u> <u>事業実施者が雇用機会拡充事業の実施に要する経費</u> <u>イ 附帯事務費</u> <u>アの経費に係る事業の実施に関する計画の審査・選定</u>	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4)</u> <u>ア 100分の62.5以内</u> <u>イ 100分の62.5以内</u>	<u>(1)～(3) 略</u> <u>(4)</u> <u>ア 特定有人国境離島地域を有する市町</u> <u>イ 特定有人国境離島地域を有する市町</u>

			<p>及び事業の 推進に必要な 事務に要 する経費</p> <p>ウ 調査費 アの経費 に係る事業 の実施に関 し、必要な 調査検討に 要する経費</p>	<p>ウ ①対 象経費 のうち 500万 円を超 えない 範囲に ついて 100分 の75以 内、500 万円を 超える 範囲に ついて 100分 の50以 内。</p> <p>②対 象経費 のうち 100万 円を超 えない 範囲に ついて 100分 の75以 内、100 万円を 超える 範囲に ついて 100分 の50以 内。別 に定め る算定 表で算 出した 額以内</p>	<p>ウ ①対 馬市、 壱岐市 、五島 市、新 上五島 町</p> <p>②佐 世保市 、西海 市、小 値賀町</p>															
5 略																				
			<table border="1"> <tr> <td colspan="3" data-bbox="788 1491 1465 1532">5 略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 1532 860 2060">6</td> <td data-bbox="860 1532 940 2060">長崎県 集落維 持対策 推進事 業補助 金</td> <td data-bbox="940 1532 1038 2060">地域住民 主体の集 落維持に 向けた機 運醸成を 図るとと もに、地 域運営組 織の立ち 上げや小 さな拠点 づくりを 進める市 町の取組 を支援す ること により、集 落維持・ 活性化対 策の強化</td> <td data-bbox="1038 1532 1206 2060">地域住民主体に よる地域運営組 織の形成や小さ な拠点づくりに 向けて、市町が 地域（集落）と 協働して行う集 落維持・活性化 の取組や仕組み づくりに要する 経費</td> <td data-bbox="1206 1532 1329 2060">2分の1以 内</td> <td data-bbox="1329 1532 1465 2060">市町 ※詳細は別 に定めるも のとする。</td> </tr> </table>									5 略			6	長崎県 集落維 持対策 推進事 業補助 金	地域住民 主体の集 落維持に 向けた機 運醸成を 図るとと もに、地 域運営組 織の立ち 上げや小 さな拠点 づくりを 進める市 町の取組 を支援す ること により、集 落維持・ 活性化対 策の強化	地域住民主体に よる地域運営組 織の形成や小さ な拠点づくりに 向けて、市町が 地域（集落）と 協働して行う集 落維持・活性化 の取組や仕組み づくりに要する 経費	2分の1以 内	市町 ※詳細は別 に定めるも のとする。
5 略																				
6	長崎県 集落維 持対策 推進事 業補助 金	地域住民 主体の集 落維持に 向けた機 運醸成を 図るとと もに、地 域運営組 織の立ち 上げや小 さな拠点 づくりを 進める市 町の取組 を支援す ること により、集 落維持・ 活性化対 策の強化	地域住民主体に よる地域運営組 織の形成や小さ な拠点づくりに 向けて、市町が 地域（集落）と 協働して行う集 落維持・活性化 の取組や仕組み づくりに要する 経費	2分の1以 内	市町 ※詳細は別 に定めるも のとする。															

6	地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金	人口減少対策をはじめ地域課題の解決に資する雇用拡大や、UIターン者などによる創業、就業又は事業拡充を支援することにより、それらの人財の活動を通じ、地域振興を図るとともに、本県への移住・定住を促進することを目的とする。	次に掲げる事業に要する経費 (1)及び(2) 略 (3) 事業拡充支援事業 新たに雇用を創出する次の事業を実施する者に対して、市町が実施する事業拡充支援事業に要する経費 補助対象者が実施する事業拡充事業支給対象者の公募、審査、決定、検査等に要する附帯事務費 ア 地域課題の解決に資する事業 イ 地域貢献に資する事業	略	略
7	長崎県地域おこし協力隊起業支援補助金	長崎県地域おこし協力隊設置要綱の規定により任用された隊員の県内での起業又は事業承継を促進し、隊員の定住・定着を図るとともに地域力の維持・強化を図る。	起業又は事業承継に要する経費 (1) 設備費、備品費、土地・建物賃借費 (2) 法人登記に要する経費 (3) 知的財産登録に要する経費 (4) マーケティングに要する経費 (5) 技術指導受入れに要する経費 (6) その他知事が特に必要と認める経費	10分の10以内。ただし、100万円を上限とする。	地域おこし協力隊員の任期2年目から任期終了後1年以内に県内で起業又は事業承継する者

交通政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～18 略				

交通政策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
1～18 略				
19 長崎県公共交通機関環境整備等支援事業補助金	公共交通機関が社会経済活動に必要不可欠であることから、ポスト・コロナ時代	(1) 国が定める地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱附則(令和4年2月18日国総地第63号、国鉄事第632号、	(1) 感染症拡大防止対策設備の導入等については、補助対象経費の5分の3以内の	一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者一般貸切旅客自動車運送事業を営

		<p>を見据えた地域公共交通の活性化及び継続を図る事業に対する支援を実施する。</p>	<p>国自旅第468号、国海内第275号、国空事第1317号) 第8条及び訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱附則(令和4年2月8日国総地第58号、国総モ第76号、国総物第82号、国鉄総第358号、国鉄都第141号、国鉄事第612号、国鉄施第316号、国自旅第448号、国海内第253号、国海外第367号、国港総第587号、国空総第1064号、観観産第319号、観参第623号) 第7条において準用する第31条による補助金の交付決定(以下「国庫補助金の交付決定」という。)を受けている場合、公共交通事業者における感染症拡大防止対策のための設備等(以下「感染症拡大防止対策設備」という。)の導入等及び地域公共交通のデジタル化・システム化(以下「デジタル化等」という。)に要する経費</p> <p>(2) 国庫補助金の交付決定を受けていない場合であっても、感染症拡大防止対策設備としてその有効性が認められる事業(空気清浄機等の第三者機関による効果検証・結果のあ</p>	<p>額から国庫補助金額を控除した額</p> <p>デジタル化等については、補助対象経費の5分の4以内の額から国庫補助金額を控除した額</p>	<p>む者</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送事業限定を除く。)</p> <p>第一種鉄道事業者軌道運輸事業者一般旅客定期航路事業者</p> <p>本邦航空運送事業者(特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。)</p> <p>航空旅客ターミナル施設を管理する者</p>
--	--	---	--	---	---

				るものに限る。 。)又はポスト・コロナ時代を見据えたデジタル化等の利用促進策等に要する経費	据えたデジタル化等の利用促進策等については、10分の7以内	
20	長崎県 公共交通事業 継続緊急支援 事業支援金	新型コロナウィルス感染症の影響による運送収入の減少及び燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある公共交通事業者等に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	(1) 路線バス事業者にあつては、乗合バス(11人乗り以上)1台あたり240千円とし、主に長崎県内の路線で事業を実施するために運行する台数を乗じた額とする。 (2) 貸切バス事業者にあつては、貸切バス1台あたり210千円とし、長崎県内で保有する台数を乗じた額とする。 (3) 鉄道事業者にあつては、車両1両あたり950千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。 (4) 軌道事業者にあつては、車両1両あたり100千円とし、長崎県内で事業を実施するために運行する車両数を乗じた額とする。 (5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり23,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり11,200千円、20トン未満の旅客船1隻あたり1,450千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために運航する隻数を乗	令和4年7月1日時点で事業に使用する台数、車両数、隻数及び機数を基準とする10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	(1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者のうち、路線定期運行事業者 (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者 (3) 第一種鉄道事業者 (4) 軌道運輸事業者 (5) 一般旅客定期航路事業者	

				<p>じた額とする。 <u>。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。</u> <u>。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。</u></p> <p>(6) <u>航空路事業者にあつては、航空機1機あたり89,300千円とし、長崎県内で保有する機体数を乗じた額とする。</u></p> <p>(7) <u>タクシー事業者にあつては、タクシー1台あたり50千円とし、長崎県内で保有する台数（新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置を受けた車両を含む。）を乗じた額とする。ただし、次に示す車両は除く。</u> <u>ア 福祉対象車両</u> <u>イ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第</u></p>		<p>(6) <u>本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）</u></p> <p>(7) <u>一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）</u></p>
--	--	--	--	--	--	--

				64号) に基 づく営業方 法の制限を 行っていた 車両で、新 型コロナウ イルスによ る急激な需 要の低下に 伴う休車の 特例措置に よる臨時休 車に移行さ せた車両		
				(8) 自動車運転 代行業者にあ っては、随 伴用自動車1 台あたり40千 円とし、長崎 県内で保有す る台数を乗じ た額とする。		(8) 自動車 運転代行 事業者
21	長崎県 公共交 通事業 燃料等 高騰対 策支援 事業支 援金	燃料等高 騰の影響 による経 費の増加 に伴い、 厳しい経 営環境に ある公共 交通事業 者等に対 して、事 業の継続 に繋げる ための支 援金を交 付する。	(1) 路線バス事 業者にあつて は、乗合バス (11人乗り以 上) 1台あた り140千円と し、主に長崎 県内の路線で 事業を実施す るために保有 し、かつ使用 する台数を乗 じた額とする。 (2) 貸切バス事 業者にあつて は、貸切バス 1台あたり 110千円とし 、長崎県内で 保有し、かつ 使用する台数 を乗じた額と する。 (3) 鉄道事業者 にあつては、 車両1両あた り450千円と し、長崎県内 で事業を実施 するために保 有し、かつ使 用する車両数 を乗じた額と する。 (4) 軌道事業者 にあつては、 車両1両あた り170千円と し、長崎県内 で事業を実施 するために保 有し、かつ使 用する車両数	令和4年11 月1日時点 で事業に使用 する台数、 車両数、 隻数及び機 数を基準と する10分の 10以内の額 。ただし、 予算の範囲 内において 定める額を 限度額とす る。	(1) 一般乗 合旅客自 動車運送 事業を営 む者のう ち、路線 定期運行 事業者 (2) 一般貸 切旅客自 動車運送 事業者 (3) 第一種 鉄道事業 者 (4) 軌道運 輸事業者	

		<p>を乗じた額とする。</p> <p>(5) 航路事業者にあつては、カーフェリー1隻あたり18,000千円、20トン以上の旅客船1隻あたり8,700千円、20トン未満の旅客船1隻あたり1,200千円とし、主に長崎県内の航路で事業を実施するために保有し、かつ使用する隻数を乗じた額とする。また、航路事業者のうち一部事務組合については、算出した額に2分の1を乗じた額とする。ただし、隻数については、ドック時の代船を除き、また、長崎県から航路の一部又は全部に関わらず航路運営費等補助を受けている航路に使用する船舶を除くこととする。</p> <p>(6) 航空路事業者にあつては、航空機1機あたり29,300千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する機体数を乗じた額とする。</p> <p>(7) タクシー事業者にあつては、タクシー1台あたり20千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数（新型コロナウイルスによる急激な需要低下</p>	<p>(5) 一般旅客定期航路事業者</p> <p>(6) 本邦航空運送事業者（特定本邦航空運送事業者を除き、主に離島や同一都道府県内に係る航空路線を運航する航空運送事業者に限る。）</p> <p>(7) 一般乗用旅客自動車運送事業者（福祉輸送事業限定を除く。）</p>
--	--	---	---

				<p>に伴う休車の特例措置を受けた車両を含む) を乗じた額とする。ただし、次に示す車両は除く</p> <p>ア 福祉対象車両</p> <p>イ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)に基づく営業方法の制限を行っていた車両で、新型コロナウイルスによる急激な需要の低下に伴う休車の特例措置による臨時休車に移行させた車両</p> <p>(8) 自動車運転代行業者にあつては、随伴用自動車1台あたり10千円とし、長崎県内で保有し、かつ使用する台数を乗じた額とする。</p>		(8) 自動車運転代行業者
22	長崎県貨物自動車運送事業継続緊急支援補助金	<p>燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある貨物自動車運送事業者の事業継続を支援するため、公益社団法人長崎県トラック協会に対し補助金を交付する。</p>	<p>次に掲げる事業に要する経費</p> <p>(1) 燃料高騰支援公益社団法人長崎県トラック協会が貨物運送事業者(協会非加盟事業者も含む)に対し、以下ア及びイの単価により実施する燃料高騰支援に要する経費</p> <p>ア 「対象車両」に該当する車両のうち、長崎運輸支局に普通自動車、けん引自動車として</p>	<p>(1) 10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。</p>	公益社団法人長崎県トラック協会	

届け出た車
両1台あた
り80千円

イ 「対象車
両」に該当
する車両の
うち、長崎
運輸支局に
小型自動車
として届け
出た車両1
台あたり40
千円

ただし、
1 事業者
あたり、
10,000千円
を上限とす
る。

「対象車両」

① 申請時
点におい
て自動車
検査証の
有効期間
内である
事業用車
両

② 令和4
年7月31
日時点で
県内営業
所に配置
されてお
り、申請
時点で引
き続き長
崎県内に
おいて事
業を行う
車両。た
だし、長
崎又は佐
世保の緑
ナンバー
に限る。

③ 自動車
登録規則
別表第2
の自動車
の範囲欄
の1、4
又は6に
掲げる車
両。ただ
し、長崎
運輸支局
に靈きゅ
う自動車
として届
け出したも
のを除く

② 支援事務費
ア 燃料高騰
支援に係る
事務のため
に雇用した

② 10分
の10以
内の額
。ただ
し、

			者に要する経費のうち報酬、給料、共済費及び旅費	1,000千円を上限とする。			
			イ 燃料高騰支援の事務に要する経費のうち需用費、役務費、使用料及び賃借料				
	23	長崎県離島貨物航路事業継続緊急支援事業支援金	燃料費高騰の影響による経費の増加に伴い、厳しい経営環境にある離島貨物航路事業者に対して、事業の継続に繋げるための支援金を交付する。	支援対象は、県内の離島と本土を結ぶ貨物航路において、内航海運業法第3条第1項の登録を受けているロールオン・ロールオフ船とし、同一の航路で事業実施のために内航海運業法第3条第1項の登録を受けている貨物船を含むものとする。支援金の額は、ロールオン・ロールオフ船1隻あたり19,000千円、貨物船1隻あたり5,800千円とする。ただし、交付申請時点で事業実施のために使用している船舶に限る。なお、ドック時の代船は除く。	10分の10以内の額。ただし、予算の範囲内において定める額を限度額とする。	離島貨物航路事業者	
19	略						
	24	略					
	25	長崎県路線バス運行対策追加支援金	地域住民の生活に必要な生活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額又は補助対象経常費用の見込額の20分の9に相当する額のいずれか低い方の金額に運行回数に応じた割合及び他路線との競合率を乗じ、その金額から令和4年度の地域間幹線系統確保維持費補助費国庫補助金及び長崎県バス運行対策費補助金を差し引いた額とする。	支援対象経費の額の2分の1以内とし、10万円未満を切り捨てる。	乗合バス事業者	
	26	長崎県生活バス路線	地域住民の生活に必要な生	令和4年度の長崎県バス対策協議会において、	対象経費の2分の1以内とし、10	生活バス路線を運行する乗合バス	

運行対策緊急支援金	活バス路線の運行を確保するため、乗合バス事業者に対して、支援する。	地域住民の生活に必要な生活交通の確保のために維持・確保が必要と認められたバス路線のうち、補助要件に該当しない路線における経常費用の45%。	万円未満を切り捨てる。	事業者
27 略				

20 略					
21	長崎県航空路線臨時便運航対策事業費補助金	長崎県内における臨時便運航の誘致に向けた取組を図る。	国内航空路線における臨時便運航対策に要する経費	10分の10以内	長崎県空港活性化推進協議会
22	長崎県航空路線誘致対策事業費補助金	長崎県内における国内チャーター便運航誘致等に向けた取組を図る。	(1) 国内航空路線におけるチャーター便運航対策等に要する経費 (2) 航空ネットワークを活用した県産品販路拡大の取組等に要する経費 (3) 関係人口拡大に繋がる商品造成等に要する経費	10分の10以内	長崎県空港活性化推進協議会

新幹線対策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者
--------	-------	---------------	--------	-------

1 略					
2	長崎県西九州新幹線活用教育旅行等補助金	新幹線を今後最も活用する世代である小中学生に対して、西九州新幹線を利用する機会を増やし、駅周辺のまちの変化や地域の時事間	西九州新幹線（長崎～武雄温泉）を利用する県内小中学校の修学旅行や研修旅行等の教育旅行に要する経費	予算の範囲内で知事が定める額	教育旅行等の受託旅行会社等

新幹線対策課関係

補助金の名称	交付の目的	補助事業の内容、対象経費等	補助率又は額	補助対象者	
1	長崎県新幹線開業対策事業費補助金	新幹線開業効果の県内各地への波及・拡大を図る。	令和4年度の新幹線開業に向けて市町が策定した行動計画等に基づいて実施される、開業効果の波及・拡大を図るための受入体制の構築等に係る事業に対して市町が補助する事業に要する経費	3分の1（長崎市、諫早市又は大村市による事業は4分の1）以内。ただし、予算の範囲内で知事が定める額を限度とする。	市町
2 略					

	題等に関 心を高め てもら うため、西 九州新幹 線を利用 する県内 小中学校 の教育旅 行等の受 託旅行会 社等に対 し支援を 行う。			
--	---	--	--	--

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト